

○富士見町給水条例

平成9年12月22日

条例第18号

改正 平成12年3月17日条例第11号

平成12年12月20日条例第44号

平成14年12月19日条例第25号

平成16年12月21日条例第30号

平成25年3月19日条例第10号

平成25年12月17日条例第35号

平成31年3月12日条例第9号

令和元年9月19日条例第23号

富士見町水道事業給水条例(昭和38年富士見町条例第17号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第4条—第13条)

第3章 給水(第14条—第22条)

第4章 料金及び手数料(第23条—第31条)

第5章 管理(第32条—第37条)

第6章 貯水槽水道(第37条の2・第37条の3)

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準(第38条—第40条)

第8章 補則(第41条)

附則

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、富士見町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 富士見町水道事業の給水区域は富士見町の次の地区で、管理者の定めた区域とする。

(1) 一般地区

神戸、栗生、大平、松目、原の茶屋、富士見ヶ丘、塚平、若宮、木の間、花場、休戸、横吹、とちの木、富士見、南原山、富原、富ヶ丘、富里、富士見台、瀬沢新田、桜ヶ丘、瀬沢、先能、机、平岡、神代、上蔦木、下蔦木、烏帽子、立沢、乙事、小六、高森、信濃境、池袋、田端、先達、葛窪

(2) 保健休養地地区

八ヶ岳保健休養地地区、富士見野外スポーツ林施設地区、ふれあいの郷地区、青木の森保健休養地地区、池の十保健休養地地区、入笠山地区、馬飼原地区

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の加入金)

第5条 給水装置を新設、改造(メーターの口径増に限る。)しようとする者は、別表第1に定める加入金を納入しなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2号に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置所有権移転の時期)

第11条 管理者が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の措置)

第12条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その、給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても町は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者は、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(水道メーターの貸与)

第18条 メーターは管理者が設置して、水道の使用者又は代理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。ただし、管理者が、必要と認めたときは、これを水道使用者等に設置させることができる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 保管者は、前項の管理義務を怠つたために、メーターを亡失又は、き損した場合はその

損害額を弁償しなければならない。

(届出事項)

第19条 水道使用者等は、次の各号の1に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を廃止するとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習等に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の1に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 代理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。

(消火栓の使用)

第20条 消火栓は、消防又は、消防の演習若しくは管理者が認めた場合のほか使用してはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払い義務)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)は水道の使用者から徴収する。

(料金)

第24条 料金は、別表第2により算出した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生

じたときは切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第25条 水量料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合の使用水量は各月均等とみなす。

2 前項の規定にかかわらず管理者が必要と認めたときは、数カ月に1回又は1年に1回の定例日にメーターの点検を行い、定例日の属する該当期間分として算定する。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。

3 管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、前2項の定例日を変更することができる。

4 料金の算定は、次の各号の合算額とする。

(1) 基本料金

別表の基本料金に、メーターの点検の対象となつた月数(以下「使用月数」という。)を乗じて得た額

(2) 水量料金

メーターの点検により得た使用水量から、別表の基本水量に使用月数を乗じて得た水量を減じて得た水量に、別表の超過料金を乗じて得た額。ただし、メーターの点検により得た使用水量が、別表の基本水量に使用月数を乗じた水量と等しいか若しくは満たない場合、水量料金は無料とする。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 管理者は次の各号の1に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異常があつたとき。

(2) 料率の異なる二種以上の用途に水道を使用するとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合に於ける料金の算定)

第27条 月の途中において水道の使用を開始又は、廃止したときの基本料金は次のとおりとする。

(1) 開始の場合は、月の15日以前のときは全額、月の16日以後のときは半額とする。

(2) 廃止の場合は、月の15日以前のときは半額、月の16日以後のときは全額とする。

2 月の途中においてその用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

3 前2項の月とは、暦月をいう。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は納入通知書により隔月徴収する。ただし、管理者は必要があるとみとめたときは、数カ月に1回又は1年に1回徴収することができる。

(手数料)

第30条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき

1件につき 工事費の100分の5以内

(2) 第7条第1項の指定又は指定の更新をするとき

1件につき 10,000円

(3) 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき

1件につき 1,000円

(4) 第7条第2項の工事の検査をするとき

1件につき 6,000円

(5) 第33条第2項の確認をするとき

1件につき 10,000円

(6) 給水装置を廃止するとき

1件につき 3,000円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第31条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金、第30条の手数料、その他本条例の規定により納付する金額を期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第25条の使用水量の計量、又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第35条 管理者は、次の各号の1に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第36条 町長は、次の各号の1に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第32条の検査、又は第34条の給水停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(4) 第5条の加入金、第24条の料金、又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第37条 町長は、詐欺その他、不正の行為によつて第24条の料金又は、第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第37条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第38条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備、又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において習得する課程と同等以上に習得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験の内上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) その他前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者
(水道技術管理者の資格)

第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のと

おりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、前条第1項第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) その他前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

第8章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、改正前の条例によつてなされた承認、検査その他の処分又は申し込み、届出、その他の手続きは、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成12年3月17日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月20日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に各大臣がした決定又は指定は、この条例の施行後は、各大臣等がした決定又は指定とみなす。

附 則(平成14年12月19日条例第25号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月21日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士見町給水条例第2条、第24条及び別表第2の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月19日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士見町給水条例の規定にかかわらず、平成26年4月1日から同年4月15日までに算定される料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月12日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の規定は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環

境を選択したものは、この条例による改正後の水道法施行規則第9条第3号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

- 3 改正後の別表第2の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金等の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金等を前回確定日(その直前の料金等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金等の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(令和元年9月19日条例第23号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1

新設加入金表

口径別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	円	円	円	円	円	円	円	円
加入金	66,000	132,000	220,000	440,000	660,000	1,100,000	1,760,000	2,200,000
						0	0	0

新たに配水管を布設して給水する場合は、次の算式により算出した額とする。

$$\text{特別地域加入金} = \text{口径別加入金} + (\text{新設に要する工事費} / \text{新設予定給水戸数})$$

- 1 新設予定給水戸数とは、工事年を含めて5年以内に新築を予定される戸数をいう。
- 2 特別地域加入金とは、特別な施設をしなければ給水できない地域及びこれに準ずる地域で、管理者が必要と認めて受益者から徴収する特別加入金で、その都度管理者が定める。

別表第2

上水道の料金表

地区	用途	基本水量及び料金(1箇月)		超過料金
		水量(m ³)	料金(円)	

一般地区	家専用	10	1,320	11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき154円 21m ³ 以上 1m ³ につき176円
	官公署・学校・病院・福祉施設用	10	1,320	11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき154円 21m ³ 以上500m ³ まで 1m ³ につき176円 501m ³ 以上 1m ³ につき170.5円
	営業用①	10	1,320	11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき154円 21m ³ 以上 1m ³ につき176円
	営業用②	500	87,340	501m ³ 以上 1m ³ につき170.5円
	工場用①	1,000	172,590	1,001m ³ 以上 1m ³ につき165円
	工場用②	2,000	337,590	2,001m ³ 以上 1m ³ につき159.5円 1日使用水量3,000m ³ を超える場合 2,001m ³ 以上 1m ³ につき143円
	その他	学校プール用 水道料金1m ³ につき154円		
	臨時用	10	3,795	11m ³ 以上 1m ³ につき209円
	消火栓	消火演習用	1栓1回につき880円 1回5分以内とする。	
保健休	一般用	10	1,925	11m ³ 以上 1m ³ につき209円
	営業用①	10	1,925	11m ³ 以上

養 地 地 区				1m ³ につき209円
	営業用②	500	104,335	501m ³ から1000m ³ まで 1m ³ につき203.5円 1,001m ³ 以上 1m ³ につき198円
	臨時用	10	6,050	11m ³ 以上 1m ³ につき302.5円

備考

- 1 家事用とは、一般家庭用として飲料、炊事、洗たく及び浴用等の使用に給水するものをいう。
- 2 官公署・学校・病院・福祉施設用とは、国、地方公共団体及び公共企業体その他これに類するものと、学校、保育園、病院、福祉施設その他これに類するものをいう。
- 3 営業用①、②とは、宿泊業、飲食店業、洗たく業、生鮮魚介販売業、小売製造業、理髪・理美容業、運輸業、観光サービス業、酪農・農業生産業、浴場用(公衆浴場)等で営業用に水を使用すると管理者が認定したものをいう。
- 4 工場用①、②とは、工場施設を有する事業所等で使用水量が月平均①は1,000、②は2,000立方メートルを超えると認められる事業所に給水するものをいう。
- 5 学校プール用とは、学校のプールに給水するものをいう。
- 6 臨時用とは、建築・建設工事、興業その他一時的の使用に給水するものをいう。
- 7 一般用とは、保健休養地地区において営業用①、②、臨時用以外の使用に給水するものをいう。
- 8 保健休養地地区において営業用①、②とは、宿泊業、飲食店業、小売製造業、運輸業、観光サービス業、浴場用(公衆浴場)等で営業用に水を使用すると管理者が認定したものをいう。